

「 社会保険制度の生い立ちと変遷 / 5つの社会保険制度 / 労働保険 」



1. 社会保険制度の生い立ちと変遷

社会保険制度とは、相互扶助の考えに基づくりスクに備える制度と言えます。組織を構成する加入者、いわゆる被保険者が保険料を拠出し、さらに国による公費負担と事業主負担を併せ共有の準備財産を蓄え、万一の場合にそれらを再分配するものです。世界で最初に創設されたものは、1881年ドイツの労働者災害保険法案であり、それから遅れること17年、1898年にはフランスで労働災害補償立法制度が制定されています。どちらも職場における労働者の安全衛生を守るための法であり、当時の産業発展の礎となる労働者を守る事を目的とした制度でした。

一方、日本で最初に導入された社会保険制度は、1922年に制定された健康保険制度です。名称は今ある健康保険法と変わりませんが、この制度で保障されていたのは、今日の補償範囲である業務外での疾病・負傷・死亡さらに分娩に加え、業務上での負傷等に対しても給付を行っていました。また、当時から家族への給付も行っていました。現在の様に業務上災害に対する補償が労働災害保険法に分類されたのは、労働基準法が制定された年、すなわち1947年からです。今日の雇用保険法の前身である失業保険法と失業手当法も同じく1947年に制定されています。終戦後の混沌とした時代の中、失業者の生活安定への一助となることで、社会の混乱を回避することを目的としたものであったと思われます。現在の社会保険制度は、病気・怪我、障害、出産、死亡、失業、老齢等の幅広いリスクに備えて、国民の生活を保障する為に運用されています。長い時を重ね、その時代背景を写し出しながら、今の形にたどり着いたことが分りますね。

2. 5つの社会保険制度

現在の日本における社会保険は大きく5つに分類されています。1で既に述べた医療保険(健康保険含む)、労働者災害補償保険、雇用保険に加え、年金保険、介護保険があります。これらは労働保険と言われる労災、雇用と、狭義の社会保険である医療・年金・介護とに分類されます。そしてこれら5つ全てを含んだものを広義の社会保険としています。さらに、社会保険制度としては11種類あります。その制度の目的、内容、対象者等を以下で見てください。

3. 労働保険

雇用保険法

雇用保険の目的は、労働者が失業した場合、労働者が自ら教育訓練を受けた場合、育児・介護等で休業した場合、さらに60歳を過ぎ給与の額が一定水準以上減額された場合、労働者の生活と雇用の安定を図る為に必要な給付を行うものです。中でも最も知られているのは、雇用されていた会社を辞めた時、新たに働く意思が有るにも関わらず勤める事が出来無い状態、つまり'失業'にある時に受給できる基本手当です。雇用保険の被保険者であった期間(算定期間)と受給する年齢(離職時の年齢)によって、受給できる金額が変わってきます。事業の縮小時、退職勧奨、会社都合での解雇と言った理由で辞めた場合には、3ヶ月の給付制限期間はなく基本手当を受ける事が出来る「**特定受給資格者**」となります。受給金額は雇用保険法の第18条に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の比率に応じて、毎年8月1日に自動変更となります。雇用されている給与所得者の金額を参考に、基本手当もその変動に見合った

改定がなされているわけですね。 の雇用継続に係る給付は、今後さらに手厚くなっていくかもしれません。平成 22 年改正により大企業向けに育児・介護休業法が見直されました。100 人以下の中小企業では今年の 7 月 1 日から施行されています。父母共に育児に関わる場合、休業取得期間の上限 1 年が 1 年 2 ヶ月になるなど、少子高齢化に絡む社会的な背景を考え方は変化して来ています。 今後ますます目が離せませんね。

以上

著者プロフィール

鷺澤 充代 氏

特定社会保険労務士、中小企業診断士、株式会社 鷺澤経営労務研究所 代表取締役。
武蔵野音楽大学卒。使用者側に立った企業のリスクヘッジと従業員のモチベーションアップを提案。各種法人会・組合・全国の会計事務所におき労務問題対策への指導を行う。事業再生現場からの視点での人事労務対策について、実務経営サービス出版『月刊実務経営ニュース』へ寄稿。社団法人事業再生支援協会（SRC）会員、事業再生研究会（JSK）会員、JSK人材活性応援隊東京メンバー。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488